

大阪市告示第1229号

次の施設について、大阪市こども本の森中之島条例（平成30年大阪市条例第76号）第4条第2項及び同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第3項の規定及び同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月14日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市こども本の森中之島	令和8年12月21日（月）	午後1時から 午後3時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市こども本の森中之島	令和8年9月19日（土）	午前9時30分から 午後7時まで
	令和8年10月10日（土）	
	令和8年10月25日（日）	
	令和8年10月31日（土）	
	令和8年11月14日（土）	
	令和8年12月19日（土）	

（経済戦略局文化部文化課）